

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
基本方針1：お互いが支えあう地域共生社会の推進					
基本施策：(1)共生のまちづくりの推進					
施策内容：①啓発活動の推進					
1	市のホームページ・広報による啓発の推進	市のホームページ、広報を活用し、障がいに関する正しい知識の普及や障がい者に対する理解を深めるため啓発活動に努めます。	市の広報やホームページ等に、障がい福祉に関する情報を掲載する。	市民への広報活動によって、障がいに対する理解が促進される。	福祉課
2	障がい者週間などにおける啓発活動の充実	障がいのある人の社会参加を促進するため、市民に障がい者に対する理解の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者週間にかかる啓発活動の継続 スポーツイベントや文化芸術活動等を継続して行う。 	障がい者週間が周知され障がいへの理解が深められる。	福祉課
3	障がいや障がいのある人を理解するための研修・イベントの開催	障がいの理解のため、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による研修会などの実施やイベントを開催します。	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会と連携して障がいへの理解のための研修会、イベント等を検討・実施する。	障がい福祉の枠を超えた、地域との相互理解を図り、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを推進する。	福祉課
施策内容：②地域住民との交流促進					
4	地域における交流の促進	地域での交流の機会を増やし、障がいや障がいのある人についての理解を深めてもらうとともに、地域における活動や行事において障がいのある人が気軽に交流できる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市、福祉事業所等のイベント情報について、広報・ホームページ及び柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の場を活用して周知を行う。 ぶれジョブ柏崎の活動へ参加し、取り組みについての情報提供を行う。 コミュニティ祭りやイベント・生涯学習各種講座において、ニュースポーツ等を取り入れたり、障がい者も参加しやすいプログラムづくりや会場のレイアウトに配慮する。	地域での交流の機会を増やし、地域に広く障がいや障がいのある人についての理解を深める。	福祉課
5	関係機関等と連携した余暇活動支援	障がいの有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる企画・運営を行います。	参加者の障がい・個性に配慮した講座・イベントの企画・運営を行う	障がいの有無に関わらず、参加者が講座・イベントに安心して気軽に参加し、充実感を得ることができる	福祉課 文化・生涯学習課
6	地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の抱える課題の解決のため包括的な支援体制の整備を行っていきます。	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備を行う	障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通して、日常的に付き合うことのできる関係を築くことができる	福祉課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
施策内容:③担い手の育成とネットワーク化					
7	障がい者団体などの活動への支援	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体やボランティア団体などが主催する活動や広報を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・刈羽村、市教育委員会関係課・関係団体、社会福祉協議会等と連携して各種スポーツ行事を開催 ・福祉団体が実施する各種スポーツ行事を支援する。 	障がい者の自立と社会参加を促進する。	福祉課
8	ボランティアセンター活動への支援	住民参加による民間の福祉活動の促進と公的福祉との連携・共働による福祉サービスの質的量的向上のため支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の多様な人材及び活動等の情報発信 ・先進事例の学習や、実践のブラッシュアップを行う機会の提供（トークイベント、ワークショップ等） ・HP、SNS等の媒体を活用した施設の利用促進 	多くのボランティア団体等が、自立した活動を継続できるようにする。	市民活動支援課
9	障害者自立支援協議会の運営	障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に資する場として、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座について、コミュニティ単位、包括単位の会場で開催し、より身近に参加してもらえるようにする。 ・各種障がい特性理解の機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターが実施する各種活動について支援し、組織的にボランティアの育成を進める ・ボランティアセンターが主催する各種講座に、毎年20名程度が参加できるように取り組む。 	福祉課
基本施策：(2)暮らしやすい生活環境の整備					
施策内容：①福祉のまちづくりの推進					
10	公共道路環境の整備	新潟県バリアフリーまちづくり事業と連携し、全ての人を使いやすく、誰もが安心して利用できる歩道などの道路整備を推進します。	<p>新潟県福祉のまちづくり事業により公共施設等周辺の道路整備や弱者用信号機の設置を行う。</p> <p>市道柏崎2-2号線ほかの点字ブロックの補修をL=470m実施する。</p> <p>市道柏崎7-240号線 L=450m（片側） 市道柏崎10-158号線 L=470m（片側） など</p>	<p>公共施設周辺の道路整備においてバリアフリー化が図られる。</p> <p>視覚障がいのある人に配慮した道路が整備される。</p> <p>新設する歩道については、条例の整備基準遵守により、安全かつ快適に地域で生活できるような生活環境の整備が図られる。</p>	<p>福祉課</p> <p>道路維持課</p> <p>道路河川課</p>

施策体系		概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管
11	公共的施設の所有者・管理者への助言・指導	全ての人が使いやすく、誰もが安心して利用できるよう、新築や改修などを行う公共施設にバリアフリーが確保されるよう建築主などに対し指導・助言を行います。	新潟県福祉のまちづくり条例に基づき、建築住宅課と連携し、指導・助言を行う。	公共施設等のバリアフリー化等が推進され、安全かつ快適に地域で生活できる環境が整備される。	福祉課
			新設又は改修等を行う公共的施設において、バリアフリーが確保されるよう指導・助言を行う。	整備基準のうち廊下・階段・傾斜路等の動線及び便所については、適合するよう指導・助言を行い、バリアフリー化を実現する。	建築住宅課
	12	公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅への障がい者、高齢者の入居が増加している中、入居者の生活状況に応じた公営住宅のバリアフリー化を実現します。	令和2（2020）年に松波町住宅D号棟改修工事において、高齢者等に配慮した整備を実施する。令和2年度以降は令和2年度に改訂する公営住宅長寿命化計画を鑑み、総合的に判断して対応する。	入居者の生活状況に応じた公営住宅のバリアフリー化を実現する。
13	住宅改造の支援	障がいのある人が住み慣れた環境で生活することができるよう、日常生活用具給付事業等による住宅改造の支援を行います。	日常生活用具給付事業、安心住まい事業により住宅改造に係る経費の一部を助成する。	障がいのある人が住み慣れた環境で生活することができる。	福祉課
施策内容：②移動・交通対策の推進					
14	低床バス、福祉タクシーなどの導入促進	障がいのある人の移動手段の環境整備のため、民間事業者の協力により、低床型バス車両、ユニバーサルデザインタクシー、車椅子対応タクシー及びリフト付きタクシーなどの導入促進を図ります。	民間事業者の協力により車椅子対応タクシーやリフト付きタクシー等導入の推進を図る。	障がいに配慮した車両が随時導入される。	福祉課
			民間事業者の協力により、低床型バス車両及びUDタクシーの導入促進を図る。	高齢や障がいに配慮した車両が随時導入されている。	企画政策課
15	おもいやり駐車場制度の普及・啓発	歩行の困難な人などが利用できる「新潟県おもいやり駐車場制度」の普及・啓発を行い、利用者の増加を目指します。	・ホームページなどにより、制度周知を行う。 ・障がい者手帳・母子手帳取得者に案内する。	歩行の困難な人の駐車スペースが市内各所で確保され、利用者が気兼ねなくスペース利用をできるようになる。	福祉課
16	タクシー利用券及び交通費助成	社会参加の促進、身体障がい者などの通院にかかる費用負担の軽減などを図るためタクシー料金や燃料費の助成を行います。	社会情勢やニーズを勘案し、タクシー利用券の発行及び交通費助成を行う	障がいのある人が住み慣れた地域で社会参加できる	福祉課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
施策内容：③地域の防災対策の推進					
17	避難行動要支援者名簿の整備	障がいのある人など災害時に特別な支援を必要とする方に対し、平常時からの地域見守り及び災害時の避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者情報の収集及び名簿の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、サービス事業所、保健所等との連携により、要配慮者の把握に努め、災害時に自力で避難できず支援が必要な方を、可能な限り漏らさず、避難行動要支援者名簿に登録する。 ・避難行動要支援者の情報を自主防災組織等に提供し、平常時からの見守り及び災害時の避難支援体制を構築及び維持する。 	避難行動要支援者名簿の整備により、平常時からの見守り及び災害時の避難支援体制の構築及び維持が図られる。	福祉課 介護高齢課
18	平常時からの自主防災組織などとの協力体制の強化	障がいのある人などを迅速に避難・支援できるよう自主防災組織などに対して、避難支援の方法などについて周知し、地域防災力の向上を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の活用による避難支援方法について、地区コミュニティ協議会長及び町内会長（自主防災組織等）に対して、チラシ等で周知する。 ・防災士資格取得者リストを自主防災会へ提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等において、要配慮者の避難支援についての理解が進み、避難行動要支援者名簿の活用が図られる。 ・避難支援の計画や実施を支える人材として、各自主防災組織等に所属する防災士が活用される。 	福祉課 市民活動支援課
19	防災知識の普及・啓発	市総合防災訓練や自主防災組織による訓練などを各地域で継続的に開催することにより、最新の防災知識を普及・啓発し、平時から地域での支え合いの体制づくり及び市民全体の防災知識の向上を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市総合防災訓練の実施（毎年） ・防災士養成講座の開設（毎年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市総合防災訓練を各地域で継続的に開催することにより、最新の防災知識を普及・啓発し、市民全体の防災知識の向上を図る ・防災に関する専門的な知識や技能を有する防災士養成のための講座を開設し、資格取得後の人材を活用する。 	防災・原子力課 市民活動支援課
施策内容：④地域の防犯対策の推進					
20	防犯体制の整備と関係機関との連携強化	柏崎市防犯協会など関係機関との連携強化及び情報交換を行うとともに、「第三次柏崎市防犯まちづくり推進計画」に掲げられた各種防犯対策に関する取組を実施し、障がいのある人の住み慣れた地域の安全・安心につなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報かしわざき、市HP、安全防犯情報メール、FMピッカラなどの広報媒体により、防犯知識の普及・啓発を図り、適時の情報提供を図る。 ・鍵を掛けないで窃盗被害に遭うケースが多く、柏崎警察署地区防犯連合会で取組んでいる「プチ」防犯（身近な防犯対策）の更なる普及・啓発に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ（紙媒体）やデジタル（ホームページ、SNS等）を活用して、情報を受け取る側の市民を想像し、その時々ニーズに合ったバランスある効果的な啓発活動等を行う。 ・防犯まちづくり推進計画に掲げられた各種防犯対策に関する取組を実施し、更に刑法犯認知件数を減少させ、市民の安全・安心につなげる。特に市民一人ひとり、地域における「あいさつ」を行うことによって、結果として防犯対策につながる地域環境づくりを目指す。 	市民活動支援課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管
21 防犯知識の普及・啓発	「第三次柏崎市防犯まちづくり推進計画」に基づき、防犯情報の提供、「防犯リーダー育成講座」や「ながらパトロール」などの各種防犯対策を実施し、市民の防犯意識の高揚と地域の防犯力強化につなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報などを適時に多くの市民へ情報提供するため、安全防犯情報メール登録者数の更なる拡大を図る。 ・防犯リーダー育成講座や地域安全マップづくり講習会の開催 ・ジョギングやウォーキング、散歩などにおいて「ながらパトロール」の継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報等を適時かつ効果的に市民への周知を図るため、安全防犯情報メールの登録拡大を図るほか、SNS等を活用した周知・啓発が行える仕組みを構築する。 ・防犯リーダーが主体となって、地域や学校等との連携を充実させ、地域安全マップづくりの開催をはじめとする各種防犯対策を担える仕組みづくりを構築する。 ・「ながらパトロール」実施の周知を行っていく。 	市民活動支援課
施策内容：⑤消費者トラブルの防止				
22 関係機関と連携した未然防止対策の推進	消費者安全確保地域協議会における情報共有や障がい者団体など関係機関と連携し、消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組んでいきます。	警察署や弁護士、その他関係機関と消費者安全確保地域協議会を組織し連携を図ることにより見守り体制を強化する。	組織の構成員の充実を検討するとともに、見守り体制の更なる強化のため、構成員同士の効果的な情報共有を図る。	市民活動支援課
23 各種相談窓口の活用促進	消費生活センターでは、消費者相談をより身近な相談窓口として利用してもらうため、支援体制の充実と周知を図っていきます。また、柏崎市社会福祉協議会では、生活全般に関する各種相談を行います。	<p>広報かしわざき、ホームページなどの広報媒体、出前講座の実施により、消費生活センターの支援体制の周知を図る。 【相談時間：月～金 9：00～16：00 土 9：00～12：00】</p> <p>日常生活で抱える様々な問題を気軽に相談できる、各種相談窓口を開設する</p>	<p>アナログ（紙媒体）やデジタル（ホームページ、SNS等）を活用して、情報を受け取る側の市民を想像し、その時々ニーズに合ったバランスある効果的な啓発活動等を行う。</p> <p>住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する</p>	市民活動支援課 福祉課（市社協）

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
基本方針2：地域生活における支援体制の充実					
基本施策：（1）地域生活の支援					
施策内容：①相談支援体制の強化					
24	障害者相談支援委託事業の充実	身近なところで相談ができる体制の充実・強化により、地域で安心して生活をしていくために障がいのある人、個々に応じた支援を進めていきます。	基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の確立を図る	相談支援体制の充実・強化により総合的かつ専門的な相談支援の実施ができる	福祉課
25	包括的な相談支援体制の構築と相談者への満足の提供	多様化・複雑化した相談内容に対応するため、市や相談機関など、どこに相談しても情報共有できる仕組みづくりを行い、包括的な相談支援体制の構築を進めていきます。また、相談結果及び支援が相談者の課題解決に結びついているか定量的に検証を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容の多様化・複雑化により、分野を横断して情報共有できる仕組みづくりや包括的な相談支援体制の構築を図る 相談内容に応じ確実に支援につなげるとともに、相談結果が問題解決につながっているか検証を行う 	相談内容の多様化・複雑化により、複合的な課題を有する事例など関係機関などが連携して一体的に対応していくことができる	福祉課
26	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の機能強化	現状の運営体制を検証するとともに、地域課題の共有と課題解決に向けた協議、検討を行うためのネットワークを構築・継続していきます。	ニーズ把握により、地域課題を抽出・整理し、解決に向けた協議・検討を行うためのネットワークを維持・構築する。	関係機関が相互に連携し、地域課題の共有と解決に向けた協議、検討を行うことによって、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる。	福祉課
施策内容：②障がい福祉サービスの充実					
27	訪問系サービスの充実	居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを、障がいの程度や種別により適切に提供できるよう努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に第7期障がい福祉計画等（R6～8）、令和8年度に第6次障がい福祉計画（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った第6期障がい福祉計画等とする。	福祉課
28	日中活動系サービスの充実	生活介護、就労継続支援、短期入所などのサービスを提供し、障がいのある人の自立した社会生活や介護者などへの支援を行います。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に第7期障がい福祉計画等（R6～8）、令和8年度に第6次障がい福祉計画（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った第6期障がい福祉計画等とする。	福祉課
29	居住系サービスの充実	障がいのある人が将来にわたって住み慣れた地域で安心して生活を送るために、適切に提供できるよう努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に第7期障がい福祉計画等（R6～8）、令和8年度に第6次障がい福祉計画（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った第6期障がい福祉計画等とする。	福祉課

施策体系		概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管
30	相談支援サービスの充実	サービス利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、地域の相談支援体制の充実を進めていきます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に第7期障がい福祉計画等（R6～8）、令和8年度に第6次障がい福祉計画（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った第6期障がい福祉計画等とする。	福祉課
31	障がい児支援サービスの充実	障がいのある児童やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に第7期障がい福祉計画等（R6～8）、令和8年度に第6次障がい福祉計画（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った第6期障がい福祉計画等とする。	福祉課
32	地域生活支援事業の充実	日中活動の場などのサービス提供と支援内容の充実に努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に第7期障がい福祉計画等（R6～8）、令和8年度に第6次障がい福祉計画（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った第6期障がい福祉計画等とする。	福祉課
33	共生型サービスの推進	障がい福祉サービスを利用していた障がいのある人が、介護保険サービスへ円滑に移行することができるよう、共生型サービス事業所の設置を促進します。	地域包括ケアシステム推進及び地域共生社会の実現に向け、介護保険サービス提供事業者等への共生型サービスへの参入や障がい福祉、介護分野への新規参入に向けて、積極的な周知・啓発を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れ親しんだ施設を継続利用することにより、安心した生活を送ることができる ・限られた福祉人材を活用し、必要な支援を行うことができる 	福祉課 介護高齢課
34	その他の障がい福祉サービスの充実	社会参加と自立の促進及び経済的負担の軽減に向けて、適正なサービス提供に努めます。	国の動向や地域のニーズ等をとらえながら、令和5（2023）年度に第7期障がい福祉計画等（R6～8）、令和8年度に第6次障がい福祉計画（R9～15）を策定する。	国の動向やニーズに沿った第6期障がい福祉計画等とする。	福祉課
施策内容：③地域生活支援拠点等の整備					
35	地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」にそなえるとともに、地域全体で障がいのある人の生活を支えるサービス提供体制を構築します。	障がいのある人の居住支援のための機能をもつ場所の整備や地域全体で支えるサービス提供体制の構築を行う	地域生活において、障がいのある人やその家族の安心・安全の確保や緊急事態に対応することができる	福祉課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
基本施策：(2)福祉を支える人づくり					
施策内容：①福祉の人材確保・育成					
36	福祉人材の充実	手話奉仕員養成研修、要約筆記奉仕員養成研修、点訳・音訳奉仕員養成研修などの事業を実施し、専門的知識の習得と人材の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成講座をボランティア団体に委託して実施する。 広報等により手話奉仕員、要約筆記奉仕員派遣事業について周知を行う。 	意思疎通を支援するための手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員養成研修を実施し、意思疎通支援員の人材確保を行う。	福祉課
37	研修事業の取組	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会として、相談支援事業所、サービス提供事業所が連携し、研修会などを継続実施し、福祉サービスの質の向上を図ります。	相談支援事業所、サービス事業所と連携し研修会を実施する。	事業者が主体的に学び提供される障がい福祉サービスの質の向上が図られる。	福祉課
38	ボランティア活動への支援・育成	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターなどの関係機関と連携し、ボランティア活動への支援・育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校と連携し、福祉教育推進プログラムを提供し、生徒・児童に対し自分たちにできる福祉活動を考え実践する機会を提供する。更なる福祉教育推進を目的に、先生、保護者、ボランティア、地域住民を対象とした福祉教育体験会や出前講座を実施する。 各種講座について、コミュニティ単位、包括単位の会場で開催し、より身近に参加してもらえるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育未実施校を4校減らす。 中・高・大学性のボランティア活動への参加を20名程度増やす。 	福祉課
39	福祉職員人材確保・職場定着の支援	障がいのある人が住み慣れた地域で安定的に障がい福祉サービスが受けられるよう、福祉職員の人材確保及び職場定着の支援に取り組みます。	働く方への支援及び事業運営する側への支援を一体的に取り組む	障がいのある人にとって日常生活に不可欠な障がい福祉サービスを安定的に受けることができる	福祉課
基本施策：(3)情報入手手段と意思疎通支援の推進					
施策内容：①情報入手手段の充実					
40	広報誌の情報入手手段の充実	広報かしわざきや議会だよりの点訳版及び音声データを提供し、安定的に情報を入手できる環境の整備を継続します。	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌の点訳版及び音声版の作成の継続 ホームページへの広報誌音声データ添付の継続 広報誌からの情報入手手段の充実を図るための方策の検討 	誰もが、安定的に情報を入手できる環境を整備することで、障がいをお持ちの方の安全・安心な暮らしを確保する。	元気発信課
41	わかりやすい市ホームページの運営	市ホームページの読み上げ機能により、正確にわかりやすく情報を入手できるよう、市職員のアクセシビリティやユニバーサルデザインに対する理解を促進するための研修などを行い、わかりやすい市ホームページの運営に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対するアクセシビリティの意義や必要性の周知 ページ公開までの過程における確認の徹底 動画及び文字テロップの表示対応の検討 	誰もが、安定的に情報を入手できる環境を整備することで、障がいをお持ちの方の安全・安心な暮らしを確保する。	元気発信課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
施策内容：②意思疎通支援の充実					
42	ボランティア団体 などへの支援の促進	点訳、音訳、手話、要約筆記などの 各ボランティア団体などが実施して いる講習会を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成講座を市直営及びボランティア団体に委託して実施する。 広報等により手話奉仕員、要約筆記奉仕委員派遣事業について周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 点訳・音訳・要約筆記、手話のボランティア団体の活動を支援し、意思疎通支援員の養成研修が継続して実施されることで、意思疎通支援者の養成及び意思疎通支援者の派遣が継続される。 	福祉課
43	意思疎通支援事業 の実施	障がいのある人の意思決定を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣、ICTの活用や広報紙などの点訳・音訳化を推進します。	手話通訳者や要約筆記者の派遣、ICTを活用した広報誌などの点訳・音訳化を推進する。	視覚や聴覚に障がいのある人に、より一層の情報提供の充実が図られる。	福祉課
			(1) 下記(ア)～(オ)の利用促進PRを行う。 (ア) 大活字本 (イ) 「広報かしわざき」の朗読・CD-R、文学作品の朗読CD (ウ) サピエからダウンロードした点字データ、音声データ (エ) デイジー図書再生機 (オ) 点字プリンター付きのパソコン (2) 見学・体験学習で来館した児童・生徒への福祉コーナー機器の体験時間を、更に充実させる。	視聴覚、肢体不自由等の障がい児・者の読書を中心とした学習や文化活動の利用拠点施設となる。	図書館

基本方針3：健康づくりへの支援と療育・教育の充実

基本施策：(1)保健・医療対策の充実

施策内容：①健康づくり・介護予防活動の充実

44	受けやすい健 (検)診、相談体制の充実	ゆったり健(検)診や障がいのある人を対象とした歯科健康相談などを継続するとともに、必要な方に情報が届くよう、さらに取組の周知に努めます。	ゆったり健(検)診や障がいのある方を対象とした歯科健康相談などの歯科保健事業を継続するとともに、必要な方に情報が届くよう、さらに情報の周知を図る。	障がいの有無に関わらず、健康づくりへの意欲が高まり、健(検)診の受診者が増加し、必要な方が相談を利用できる。そのことによって、市民の生活習慣病の重症化が予防できる。	健康推進課
45	生活習慣病の重症化予防対策	障がいの発生を予防する観点から保健師などが家庭訪問などにより本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、身体機能の低下を防止します。	第二次健康増進計画に基づき、各種イベントや保健事業等を実施する。	障がいの有無に関わらず、健康づくりへの意欲が高まり、健(検)診の受診者が増加し、必要な方が相談を利用できる。そのことによって、市民の生活習慣病の重症化が予防できる。	健康推進課
46	介護予防活動と意識啓発の推進	地域の介護予防活動を推進するとともに、くらしのサポートセンターの機能強化と充実を図ることで、介護予防の意識啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> NPOや住民主体のサービスを充実させることで、多様なサービスの提供体制を推進する。 付随事業を実施するくらしのサポートセンター及び担い手となるくらしのサポーターを増加させ、地域の支え合い活動を推進する。 コツコツ貯筋体操の更なる推進を図り、参加人口を増加させる。 	コツコツ貯筋体操をはじめとする地域の介護予防活動を推進するとともに、くらしのサポートセンターの機能強化と充実を図ることで、介護予防と地域支え合い活動の意識啓発を推進する。	介護高齢課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
施策内容：②早期発見・早期支援の推進					
47	乳幼児健康診査による早期発見	乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病の早期発見や早期療育支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診公費負担助成を継続する。 ・母子健康手帳交付時の、保健師全件面談により、支援の必要な事例について早期把握を行う。 ・医療機関連絡会を通じて、妊娠期から退院後まで切れ目ない支援を行う。 	母子健康手帳交付を起点とした、妊娠期からの早期支援により、安心・安全な妊娠期を過ごし、出産を迎えることができる。	子育て支援課
48	相談支援体制の充実による早期の支援	地域の特性や課題に応じた支え合いや見守りの体制を構築し、早期に相談できる体制づくりや家族への相談支援を強化するとともに、各種相談会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議等で把握された課題の解決に向け、生活支援コーディネーターや地域関係者と協働し、支え合いの体制を構築する。 ・地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、早期の相談体制の充実を図る。 	地域の特性や課題に応じた支え合いや見守りの体制を構築し、早期相談や家族が相談しやすい体制の強化が図られる。	介護高齢課
48	相談支援体制の充実による早期の支援	地域の特性や課題に応じた支え合いや見守りの体制を構築し、早期に相談できる体制づくりや家族への相談支援を強化するとともに、各種相談会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付等の際の、保健師の全件面談。 ・連携会議の定例実施(年12回)により、早期に支援対象者を把握する。 ・継続支援が必要な対象者に、支援プランを作成する。 	子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期まで、心身における継続支援を行う事で、安心して出産・子育てができるようにする。	子育て支援課
48	相談支援体制の充実による早期の支援	地域の特性や課題に応じた支え合いや見守りの体制を構築し、早期に相談できる体制づくりや家族への相談支援を強化するとともに、各種相談会の充実を図ります。	早期療育事業利用児保護者が相談できる機会（担当職員による定期相談、保護者座談会、外部講師による研修、ペアレント・トレーニング等）の確保。	複数の保護者支援の機会があることで、保護者が安心して子育てでき、親子の愛着形成が図られる。	子どもの発達支援課
49	難病の人への支援の充実	保健所や医療機関などと連携し、難病に関する情報を広く周知し、難病の人が必要なサービスを受けられるよう努めます。	保健所や医療機関などと連携し、難病に関する情報を広く周知する。	難病の人が必要なサービスを受けやすくなり、支援の充実が図られる。	福祉課
施策内容：③精神保健・医療施策の充実					
50	精神疾患への理解と啓発活動	こころの病気や精神障がいに対する正しい理解と偏見の解消に向け、啓発活動を推進します。	家族会や自助グループ等の活動を市民に周知し、心の病気や精神障がい者に対する理解促進に向けた啓発活動を推進する。	家族会や自助グループと連携し活動を推進することで、市民の精神疾患に対する理解を深め、当事者及び家族支援の充実を図る。	健康推進課
50	精神疾患への理解と啓発活動	こころの病気や精神障がいに対する正しい理解と偏見の解消に向け、啓発活動を推進します。	家族会や自助グループ等の活動を市民に周知し、心の病気や精神障がい者に対する理解促進に向けた啓発活動を推進する。	精神障がい者に対する理解促進に向けた啓発を行い、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを推進する。	福祉課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管
51 こころの病気の早期発見と早期治療の促進	こころの病気の早期発見と早期治療のため、市民対象の「こころのゲートキーパー」養成研修の実施や「こころの健康づくり」の周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSを発信する力を早い時期に養うため、小・中学生に対する「SOSの出し方教育」の授業を充実させる。 ・地域、職域、関係機関と連携し、「こころの健康づくり」に関する相談窓口の周知、啓発活動、研修を推進する。 ・「柏崎市自殺対策行動計画改訂版」を基に取り組みを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺者数、自殺率が減少する。 ・精神的不調を感じている方が早期に気づき、専門機関への相談や受診等、必要な行動がとれることで日常生活の維持、改善を図る。 	健康推進課
52 精神障がいに関する相談支援体制の充実	医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携した相談支援体制の強化やひきこもり者の居場所の設置、就労支援の充実などにより専門的な相談支援を実施し、重症化予防を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、相談支援事業所等、関係機関と連携し相談支援体制を強化する。 ・当事者の居場所の設置、就労支援の充実、8050問題における40代・50代の当事者の実態の把握と相談へのつなぎの強化。 	相談支援の充実により専門的な相談支援が実施でき、重症化予防を図る。	健康推進課 福祉課
53 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が地域で生活するために必要な支援を行うため、保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を目指します。	保健、医療、福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を図る	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる	福祉課 健康推進課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
基本施策：(2)療育・教育体制の充実					
施策内容：①療育体制の充実					
54	早期療育事業の推進	発達に不安のある乳幼児及びその保護者が元気館で実施する療育教室を利用することにより、子どもの成長・促進を図るとともに、保護者が安心して子育てできるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 元気館で実施する療育教室（児童発達支援、保育所等訪問支援）の実施。 乳幼児健診などで、子育てや子どもの発達に不安のある保護者を支援する「らっこクラブ」の実施。 心身の発達に不安を抱える園児の相談対応をする「キッズ・サポート」の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達に不安のある乳幼児及びその保護者が、早期療育事業を活用して子どもの成長促進につながる。 保護者が事業や相談を利用しながら、安心して子育てができる。 	子どもの発達支援課
55	療育専門機関などとの連携強化	就学相談への協力や医療（リハビリテーション担当者や該当医師）との情報交換などにより、医療、教育などとの連携強化を図ります。	新潟病院との療育情報交換会の実施。	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の受診先として診断・リハビリをされている新潟病院との連絡会があることで、医療受診児（早期療育事業利用児以外）についても情報共有し支援に活かせる。 医療と療育支援の連携体制が強化される。 	子どもの発達支援課
56	発達障がい児者への支援体制の充実	乳幼児期から学齢期、さらに学校卒業後の青年期に至るまで一貫した相談及び支援を行う体制を関係機関や相談支援事業所などと連携して行います。	<ul style="list-style-type: none"> 早期療育事業利用児について次の支援先への引継ぎの実施（就園先、就学先、通級指導教室等）。 早期療育事業利用児保護者が相談できる機会（担当職員による定期相談、保護者座談会、外部講師による研修、ペアレント・トレーニング等）の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 移行期に引継ぎを実施することで、途切れない支援につながる。 複数の保護者支援の機会があることで、保護者が安心して子育てでき、継続した支援を受けられる。 	子どもの発達支援課 福祉課
57	特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備	重症心身障がい児や医療的ケア児の支援においては、その人数やニーズの現状、支援体制について、柏崎刈羽地域自立支援協議会などを活用し、把握と支援に努めます。	柏崎刈羽地域自立支援協議会などを活用し、ニーズの現状や人数、支援体制について把握し、体制整備を進める	重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられる。	福祉課 保育課
57	特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備	重症心身障がい児や医療的ケア児の支援においては、その人数やニーズの現状、支援体制について、柏崎刈羽地域自立支援協議会などを活用し、把握と支援に努めます。	柏崎刈羽地域自立支援協議会などを活用し、ニーズの現状や人数、支援体制について把握し、体制整備を進める	重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられる。	子どもの発達支援課 学校教育課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
施策内容：②保育・教育の充実					
58	園児・児童支援の 充実	障がいのある乳幼児とその保護者支援の充実を図るため、園職員などへの研修を実施し、障がいの理解と支援体制の向上を図ります。また、障がいのある園児・児童に対し、職員が必要な支援を提供し、保護者が安心して預けられるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 障がいをもつ児童への個別の対応を行い、身辺自立し集団生活に問題のない児童については、引き続き受け入れを行っていく。 支援員の資質向上のための社会福祉協議会と連携しながら各種研修を実施する。 放課後児童支援員や補助員を増員し、より充実した環境づくりを行う。 	障がいをもつ児童への個別の対応を行い、必要な支援を提供する施設を増やし、全ての保護者が安心して預けられるようにする。	子育て支援課
59	教育関係機関と連携した支援体制の 充実	専門家チームによる幼稚園、保育園などへの訪問を充実させ、相談支援体制が効率よく機能できるよう、関係機関との更なる連携に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 支援機関を対象とした「療育支援者研修会」の実施。 児童発達支援にあたるスタッフへの研修。 「キッズ・サポート」や「保育所等訪問支援」による園職員の理解と支援体制の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の機会があることで、療育支援に対する理解が深まる。 「キッズ・サポート」や「保育所等訪問支援」による具体的な支援の積み重ねにより、保育園・幼稚園職員の知識の資質向上が図られる。 	子どもの発達支援課
			<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育園訪問巡回相談「キッズ・サポート」の利用により、障がい児保育に対する園機能の向上を図る。 研修会や事例発表等を実施し、園職員の質の向上を図る。 	障がい児の支援について、幼稚園・保育園ごとに対応についてのコーディネートができるよう園機能の向上が図られる。	子どもの発達支援課 保育課
59	教育関係機関と連携した支援体制の 充実	相談支援体制が効率よく機能できるよう、関係機関の更なる連携（情報の共有）を図る。	関係課と協力連携しての「キッズ・サポート」の実施。	関係機関との連携により、支援が一元化される。	子どもの発達支援課 保育課
59	教育関係機関と連携した支援体制の 充実	関係課と協力連携しての「キッズ・サポート」の実施。	関係課の事業協力により視野が広がり、先を見据えた支援や途切れない支援が行える。	子どもの発達支援課	
施策内容：③特別支援教育の充実					
60	教育体制の整備・ 充実	特別支援教育部会における適正な就学判断や支援を要する児童生徒の個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成とその活用を行います。また、各校の実践内容について情報交換し、適切な指導・支援につなげていきます。	全ての中学校区で特別支援教育部会を年2回以上設定し、在籍学級にかかわらず、支援を要する児童生徒の個別の指導計画を作成とその活用について、各校の実践を情報交換し、適切な指導・支援につなげる。	各中学校区における特別支援教育部会を通して、個別の指導計画の活用について検討し、個別の指導計画を活用した適切な指導・支援につなげる。	学校教育課
61	教育関係機関と連携した教育相談の 充実	相談員や臨床心理士による学校訪問や支援会議への出席などを通し、関係機関との連携を図りながら、義務教育終了後も継続した支援が行えるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 親支援プログラム（発達障がい理解講座）の継続実施。 保護者支援のメニューを充実させる。 	保護者に対して発達障がいについて学ぶ場や機会を増やす。	子どもの発達支援課
62	卒業予定者の進路 相談・支援の充実	地域資源の状況や卒業後のサービス利用見込を学校と就労支援事業所とで情報共有を図りながら、特別支援教育コーディネーターが関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成及び活用を行います。	特別支援学校や相談支援機関、福祉作業所等についての情報提供を行い、特別支援教育コーディネーターが関係機関と連携しながら個別の教育支援計画を作成・活用できるようにする。	特別支援教育コーディネーターが市内の特別支援学校や相談支援機関等の関係機関について情報を共有することで、関係機関と連携しながら個別の支援計画を活用するようになる。	学校教育課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
基本方針4：本人の意思を尊重した社会参加の促進					
基本施策：(1)雇用の促進・就労支援					
施策内容：①障がい者雇用の促進					
63	障がい者雇用の理解促進	ハローワークなど関係機関との連携を図り、障がい者を雇用している企業への見学会の実施や事業所の取組を促進する情報発信を行います。	障がい者の実習先を増加するため、企業訪問や周知啓発を継続的に実施する。 障がい者を雇用している企業の見学会の実施など、事業所の取組を促進する情報発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問数の増加 実習機会の増加 障がい者雇用の増加 雇用率達成企業割合の上昇 	福祉課 商業観光課
			隔年に申請書を受理する、建設工事の入札参加資格審査において、引き続き法定雇用率を満たす入札参加資格者に評点の加点を行う。	建設工事の市内本店業者で法定雇用率を満たす業者数を、令和元（2019）年度時点の実績より1者でも増加させる。	契約検査課
64	助成制度の周知と利用促進	障害者トライアル雇用助成金などの制度について、利用の促進及び周知を図ります。	トライアル雇用奨励金制度に市も一部上乘せで助成を行うことで、制度の普及を図る（現在の要綱上は令和8（2026）年度までの実施）。	<ul style="list-style-type: none"> 実習受入先企業の増加 障がい者理解による障がい者雇用の促進 障がい者雇用の求人増加 	商業観光課
65	障がい者の職員採用	障がい者が活躍できる場を確保し、引き続き、障がい者雇用枠を設けた採用試験を行います。	障がい者である職員の退職状況を見極めながら職員採用試験を実施する。	法定雇用率を確保する。	人事課
66	職場体験などの機会の拡充	市役所や関係機関などにおける職場体験の実習の場を拡充し、社会参加、自立と就労に向けての必要な力を身に着ける機会を支援していきます。	職場体験や実習機会を従事するため民間事業者へ障がい者に関する周知や実習等の働きかけを行う	作業体験や実習機会の拡大により、能力が向上し一般就労への意欲が高まり一般就労、社会参加、自立につながる	福祉課 商業観光課
施策内容：②就労に対する支援体制の充実					
67	就労移行支援・就労継続支援事業の充実	就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練や一般就労への意欲の高揚を図りながら、一人ひとりの特性に応じた必要な支援を行います。	利用者の能力に合わせた適正なサービスの提供の継続	就労支援事業所からの一般就労の割合の増加	福祉課
68	職業訓練などの充実	ハローワークやテクノスクールと協力した職業訓練の推進を行うとともに、企業に対して障がい者活躍推進アドバイザーの利用を促します。	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関に対して職業訓練の周知を行う。 企業に対して障がい者活躍推進アドバイザー事業の利用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練の利用の増加 障がい者活躍推進アドバイザー事業の利用の増加 	商業観光課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管
69 障害者優先調達推進法の積極的な取組	「柏崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設などからの物品や役務の調達を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・制度周知を継続して実施する。 ・障がい者就労施設等へ発注可能な物品や、提供可能な役務の情報を収集しマッチングを行う。 	現在の調達実績を維持しながら、新たな障がい者就労施設等への受注確保を目指す。	福祉課 契約検査課
70 就労後の定着支援	就労定着支援事業所による相談、指導、助言及び支援のほか、障がい者就業・生活支援センターと連携し、当事者同士の情報共有や交流の場の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「定着のつどい」などの定着支援への活動について、事業所等に情報提供を行う。 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の場などを活用し、支援者向けの勉強会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職した当事者に対する情報共有、交流の場を確保する。 ・支援者のスキルアップを目指す。 	福祉課
施策内容：③就労に関する相談支援体制の充実				
71 関係機関と連携した相談支援の充実	障がいのある人の適性及び能力に応じた就労支援ができるよう、本人・関係機関でのケア会議の実施や情報共有、連携に努めます。	就労移行支援支給決定者のケア会議（12か月後、18か月後、更新が必要な場合は21か月後）に出席し、当事者・保護者・支援者との情報共有、必要に応じて情報提供を行う。	サービス利用者の適性・能力に応じた就労支援を行い、障がい福祉サービスの利用から、少しでも多く就職につなげることを目指す。	福祉課
72 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会による相談支援の充実	障がいのある人とその保護者及び支援者を対象としたジョブガイダンスの開催などにより、一般就労への意識の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の生徒、就労支援事業所の利用者を対象とした研修会を開催する。 ・柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の「働くことを応援するパンフレット」の更新 	当事者や保護者の就労への意識・意欲の向上を目指す。	福祉課
基本施策：(2)社会参加の促進				
施策内容：①スポーツ・文化芸術活動等の振興				
73 障がい者スポーツなどの振興	障がい者スポーツ教室の開催や福祉団体が実施する各種スポーツ行事の支援、パラスポーツ観戦・体験・講習イベントなどを通じて、障がい者が積極的に参加しやすい共生社会の実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元（2019）年度から、障がい者と健常者が共に参加できるスポーツイベントとして、「パラスポーツ観戦・体験・講習イベント」をスタートし、令和2（2020）年度はコロナ禍の中にあっても、継続して開催することができた。今後も継続して実施していく予定である。 ・効果的な情報発信や、参加しやすい環境づくりに向けた検討を続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パラスポーツ観戦・体験・講習イベントをきっかけとして、市のスポーツイベント等への障がい者の皆さんの参加促進が図られるよう、福祉部局と連携し取組を進める。 ・行事等参加者の5%程度を障がい者が占める状態を目指す。 	スポーツ振興課
		<ul style="list-style-type: none"> ・市・教育委員会関係課、関係団体、社会福祉協議会等と連携して各種スポーツ行事を開催する。 ・福祉団体が実施する各種スポーツ行事を支援する。 	スポーツ大会などへの参加促進を図り、健康増進や自立と社会参加が図られる。	福祉課
74 文化芸術活動などの開催及び参加促進	障がいのある人にも配慮した会場整備や運営を行うとともに、障がい者が生涯にわたり、さまざまな機会を楽しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供、充実するよう努めます。	【市展】エレベーターで会場まで行けることから、展示会場をソフィアセンターとする。	障がい者等にも配慮した会場整備や運営を行い、芸術文化を誰もが気軽に楽しめるようになる。	文化・生涯学習課

施策体系		概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管
74	文化芸術活動などの開催及び参加促進	障がいのある人にも配慮した会場整備や運営を行うとともに、障がい者が生涯にわたり、さまざまな機会を楽しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供、充実するよう努めます。	【綾子舞現地公開】車椅子等、長距離の歩行が困難な方のための駐車場を確保し、また、観覧席を確保する。 【綾子舞アルフォーレ公演】ホール内の専用観覧スペース及びエレベーターへの誘導スタッフを配置する。	障がい者等にも配慮した会場整備や運営を行い、芸術文化を誰もが気軽に楽しめるようになる。	博物館
施策内容：②情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援					
75	市ホームページのアクセシビリティの推進	誰もが安定的に情報を入手でき、わかりやすく、利用しやすいホームページとするため、JIS規格に対応することを目標とし、アクセシビリティやユニバーサルデザインの確保と向上に努めます。また、それらに対する理解促進に取り組むため、定期的に職員研修を行います。	・アクセシビリティの確認による適正なホームページの運営 ・必要に応じたアクセシビリティガイドラインの改訂	誰もが、安定的に情報を入手できる環境を整備することで、障がいをお持ちの方の安全・安心な暮らしを確保する。	元気発信課
76	日常生活用具における情報・通信支援用具などの充実	聴覚障がい者や視覚障がい者のコミュニケーション手段が確保されるよう情報・通信支援などの用具を充実させ、助成を行います。	日常生活用具の給付を行うとともに、情報・通信支援などの用具の拡充について検討し、給付可能な用具の充実を図る。	聴覚障がい者及び視覚障がい者のQOLの向上を図る。	福祉課
基本施策：（3）障害者差別解消法及び権利擁護の推進					
施策内容：①成年後見制度の利用促進					
77	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用手続きに係る相談や支援、研修会及び相談会の開催により制度の啓発、広報を行うとともに、利用の促進を図ります。	柏崎市社会福祉協議会へ委託し、成年後見制度の利用手続きに係る相談や支援、関係機関との連絡調整及び研修会、相談会の開催により制度の啓発、広報を行う。	関係者のスキルアップと同時に成年後見制度の利用についての相談支援や啓発、広報活動を継続して行うことにより利用者が増え、権利擁護の推進が図られる。	福祉課
78	成年後見制度法人後見支援事業の推進	市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、業務を適正に行うことができる法人を確保します。	市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保することができる。市民後見人の確保、人材育成が図られる。	福祉課
79	日常生活自立支援事業の利用促進	柏崎市社会福祉協議会へ委託している日常生活自立支援事業により、自立した生活を送ることができるよう努めます。	・柏崎市社会福祉協議会での福祉サービスの利用援助等相談、日常生活の相談への支援を行う。 ・より身近なところで相談を受けられる支援体制の充実を図る。	福祉サービスの利用援助等の日常生活の支援を行うことにより自立した生活を送ることができる。	福祉課
施策内容：②障がい者虐待防止の取組の推進					
80	障がい福祉サービス事業所と連携した虐待防止の取組	障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所などの関係機関と連携し、虐待の早期発見・防止に取り組めます。	障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等関係機関と連携し、虐待の早期発見に取り組む。	障がいのある人が虐待から守られ、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができる。	福祉課
81	障がい者虐待に対する相談、支援の実施	障がい者虐待防止相談窓口において、通報や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所と連携を図りながら迅速な対応と適切な支援を行います。	・障がい者虐待防止に関する事項を市ホームページなどで周知する ・障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所と連携を図りながら迅速な対応と適切な支援を行う	障がいのある人が住み慣れた地域で安心・安全に生活を送ることができる	福祉課

施策体系	概要	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 予定されている具体的取組	【第五次障がい者計画】 計画最終年度令和8（2026）年度までに 目指す成果	担当所管	
施策内容：③障がいを理由とする差別解消の推進					
82	障がい者差別に関する相談体制の整備	障がいを理由とする差別に対する相談窓口を周知し、障がい者差別に関する相談や紛争解決などに対応します。	障がいを理由とする差別に対する相談窓口を周知し、障がい者差別に関する相談や紛争解決などに対応する。	障がい者差別の解消や障がいへの理解につながる。	福祉課
83	障がい者差別解消に向けた取組	あらゆる年齢層に対して、心のバリアフリーの実現に向けた取組を行うとともに、全ての小中学校で人権教育などを通じて理解促進を図り、障がいのある人の人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる地域社会づくりに努めます。	障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供などの障がい者差別解消に向けた啓発活動を、広報や市のホームページに掲載し、チラシの配布を行う。 ・教職員の障害者差別解消法の内容理解につながる校内研修を実施し、障がい者理解教育、差別解消に向けた人権教育につなげる。 ・全小・中学校で障がい者を対象とした人権教育を実施する。 ・公開授業やたより等を通じて保護者や地域へ人権教育に関する啓発を行う。	障がい者差別解消に関する市民への理解を深め差別のない共生社会を実現する。 ・授業実践をとおして、人権に関する正しい理解や当事者意識、差別や偏見を解消する意思と行動力を身に付ける。 ・児童生徒への人権教育をとおして、保護者や地域住民の正しい理解につなげる。 ・柏崎市・刈羽村同和教育研究協議会を中心に、人権教育、同和教育の推進、研修を一層深める。	福祉課 学校教育課